

平成18年6月9日

各 位

銚子信用金庫

内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

昨年11月より報道されております当金庫元職員らによる背任事件につきまして、法令等遵守態勢の確立に向けた取り組みが不十分であるとともに、本部等における融資の審査管理に係る牽制機能や内部監査機能が十分発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があるとして、本日、関東財務局長より下記のとおり業務改善命令を受けました。

日頃から当金庫をご支援とご愛顧いただいておりますお客さま、地域の皆さま並びに会員の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

当金庫では、法令等遵守態勢、審査管理態勢、内部管理態勢の充実及び強化に向け総力をあげて取り組んでまいりましたが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、不祥事件の再発防止並びに法令等遵守態勢の確立に向け、全力をあげて態勢の整備に努めてまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

イ. 法令等遵守に係る経営責任の所在の明確化

ロ. 理事会及び本部機能の強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立、並びに役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底

ハ. 営業店及び本部における審査管理に係る相互牽制機能の充実・強化

ニ. 内部監査及び監事機能の充実・強化

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成18年7月7日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を3ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回の業務改善命令を踏まえ、法令等遵守の重要性を強く再認識し、全役職員の法令等遵守意識の醸成を徹底させるとともに、経営陣のさらなる関与の下、実効性のある業務改善計画を策定のうえ、それを実施することにより、内部管理態勢の一層の充実及び強化に努めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部経営管理課 (フリーダイヤル)0120-491-261